

# NBC Plus+

vol.27

人生でいちばん  
家族のことを考えるのは  
**相続**を考える時  
かもしれない。

家族の  
相続を  
考えよう。

# 争族

ドラマ

# 財産少なぐとも 「争族」の恐れ。

# 身近に潜む

# 問題

「今」相続の話をしておかなくてはいけない理由一。

それは、基礎控除40%カットで相続税を支払う人が2倍になるから。

そして、富裕層は増税に遭い、サラリーマン相続税対象者が急増するから…。

今まで「関係ない」と思っていたあなたにも、  
相続税は忍び寄っているのです。

文:NBCコンサルタンツ株式会社

妻… そうはいかないそうよ！

夫… 会社の株？赤字なのに株に価値なんかあるのか？第一、会社は太郎（長男）が後継者として頑張ってんだから、全部太郎にやればいいじゃないか。花子（長女）はもう嫁いでいるんだから何もやらなくていいよ！

妻との会話から  
浮き彫りになつた  
我が家家の争族問題！

Scene①

夫婦の会話  
自宅和室で夫婦向き  
合いながら…



妻… あなた、今日は銀行の相続勉強会に行つていろいろ聞いてきたんだけど、うちも大丈夫なの？一度も気にしてことなかつたけど…。

夫… 相続？うちみたいな家に相続なんか関係ないだろ？財産もないし…。

妻… 確かにお金はそんなにないけど、会社のほうは？自宅もそうだし、会社で使つてる工場の土地もあなたの名義じゃない？会社の株もあなたの個人資産になるそうよ？

# ドラマ仕立てで わかりやすく解説!

## 山田家の人々

### 所有財産

■自宅土地	1,500万円
■自宅建物	500万円
■会社敷地	2,000万円
■現預金	300万円
■会社の株式	300万円
合 計	4,600万円



長女…花子 [既婚]  
結婚して家を出ている  
(37歳)

結婚して既に家を出ている  
が、たびたび一徹・経子に金  
の無心をしてくる。花子の夫  
も金には非常にうるさい。



長男…太郎 [既婚]  
後継者  
(35歳)

会社を承継するために  
工場で勤務中



妻…山田経子  
社長夫人 (63歳)

会社の経理担当



夫…山田一徹  
社長 (65歳)

工場をきりもり  
している経営者

夫…  
(だんだん不安な表情になっていく)

妻…私は権利を放棄するから大丈夫  
よ。ただ太郎と花子がもめるんじや  
ないか?

夫…あいつはただでさえ金の無心をし  
てくるからなーで、お前はどうなんだ  
?お前もその遺留分をもらえるんじや  
ないか?

妻…遺留分よ。  
夫…ふうん。そんなものがあるのか。  
じゃあ、俺の財産を全部太郎にやつた  
ら花子がその何たらをよこせ、と言つ  
てくるということか?

夫…家族が最低限もらえる権利のこと  
だそうよ!  
夫…ふうん。そんなものがあるのか。  
じゃあ、俺の財産を全部太郎にやつた  
ら花子がその何たらをよこせ、と言つ  
てくるということか?

夫…遺留分?いや、聞いたことないな。  
何だい?

夫…遺留分?いや、聞いたことないな。  
何だい?  
妻…それがね。最近テレビでもよくや  
ってるんだけど「遺留分」って聞いたこ  
とある?  
夫…何で?俺の財産を誰にやろうが俺  
の勝手だろ?俺が太郎にやるって言つ  
てるんだからそれでいいじゃないか!  
妻…それがね。最近テレビでもよくや  
ってるんだけど「遺留分」って聞いたこ  
とある?

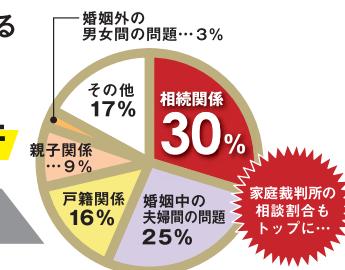
# 税金がかからない人も

**争族は決して他人事ではない！**

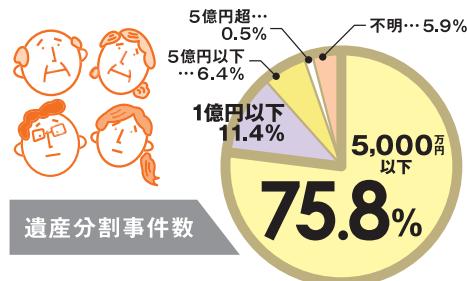
 家事相談件数の  
約3件に1件は相続トラブル！

## 全国の家庭裁判所における 相続関係の家事相談件数

**174,494** 件



 相続裁判の**75.8%**は相続税がかからない家庭のトラブルです。

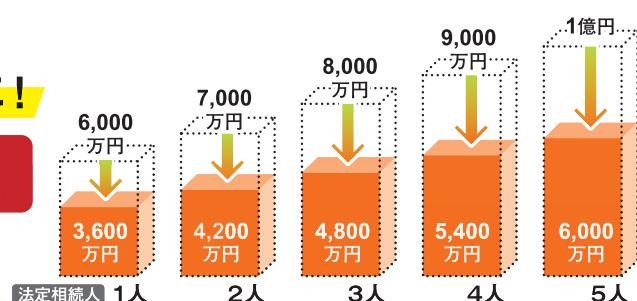


引用：最高裁判所「司法統計年報 | 平成24年度」

 相続税制改正で  
基礎控除額は**60%**に!



首都圏・土地建物があれば  
相続税の対象になる場合も…。



夫……。(観念した表情になる)わかつたよ。俺も少し怖くなつてきた。  
うちみたいな貧乏工場には相続なんて  
関係ないと思つていたけど、税金がかかるかどうかもわからぬし、俺がいなくなつてからあいつらがもめるのも  
な……。一度相談に行つてみるか……。

**争族は決して他人事  
ではありません！**

**妻**…来年から法律が変わるんだって。  
今まで税金を払う必要がなかつた人たちも税金を払わないといけないかもしないって…。

**妻**…それと…。

(さらに不安な表情になっていく)

**妻**……………それに経理は私がやつてるから、あなたと私は会社のことわかつてゐるけど、後継者の太郎には業績も見せていないし、借金のこともあまり知らないと思うし……もし、あなたに何かあつたら借金の保証人はあなただし、工場の敷地も担保に入れているから……。



## 初めての相談

Scene②

夫婦で税理士事務所へ  
相談に赴いた。



長らく付き合いのある税理士からは何のアドバイスもなかつたため、銀行から紹介された税理士事務所へ赴いた。

夫婦：（二人とも緊張の面持ち。）

妻：先生、こんな感じなんですが…。

税理士：わかりました。では次回うちの事務所で開発したソフトを利用して報告会をさせていただきます。それまでに準備をしますから、いくつか資料を用意ください。

夫婦：（緊張もあって、若干声が上ずる）

税理士：まずは、「家族構成からの相続分【図①基本情報】」ですが、社長様が亡くなられた場合、奥様が2分の1、長男様が4分の1、長女様が4分の1というのが相続分となります。さらに、ご相談内容にもありました遺留分ですが、さらにその半分、奥様が4分の1、長男様が8分の1、長女様が8分の1、と、それぞれが遺留分となり、最低限

ます。どうぞよろしくお願ひします！

妻：わかりました。用意してお持ちします。

## 3日後：報告会

Scene③

報告会で  
希望が見えた！



指示された書類は提出され、税理士はソフトに必要項目を入力、それをもとに報告会を行つ。

税理士はプロジェクトで映し出されたソフト画面を夫妻に見せながら報告を進めていく。

夫婦：（よろしくお願いします。）

（緊張もあって、若干声が上ずる）

まず、家族構成がわかるもの、それと、固定資産税の納付書（一式）、現預金残高がわかるもの、これは大体で結構です。それと、会社の決算書、保険証券をご用意ください。

妻：わかりました。用意してお持ちします。

これだけのものを請求する権利があります。

夫婦：（ただただうなずいています。）

税理士：次にいただいた資料をもとに財産がどれだけあるのかを簡易的に計算してみました。【図②相続財産の調査・評価】ご自宅の土地が1500万

円、建物が500万円、会社の敷地が2000万円、現預金が300万円、会社の株式が300万円で合計4600万円です。

社長様は会社の借金の保証人となりますが、まだ会社は存続しており、社長様が会社の借金を肩代わりし

図① 基本情報

氏名	続柄	年齢	生年月日	取得原因	同居別居	生計を一にする者	法相続定人	各自の法定相続分	各自の遺留分	小規模宅（自家の土地）
経子	妻	63歳	昭和25年9月18日	相続	同居	する	法相続定人	1/2	1/4	対象者
太郎	子	35歳	昭和53年7月22日	相続	別居	しない	法相続定人	1/4	1/8	対象外
花子	子	37歳	昭和52年1月31日	相続	別居	しない	法相続定人	1/4	1/8	対象外

図② 相続財産の調査・評価

土地	所在地	地番	地目	用途	評価額
	○○県××区△△町	□丁目●●-××	宅地	居住用	1,500万円
○○県××区△△町		△丁目××-●●	宅地	事業用	2,000万円
土地合計					3,500万円
建物	所在地	種類	評価額		
	○○県××区△△町	居宅	500万円		
現預金	金融機関名	支店名	種別	金額	
	○○信用金庫	××支店	普通	300万円	
株式	銘柄	上場/非上場	同族/非同族	評価額	
	○○有限会社	非上場	同族	300万円	
合計				4,600万円	

なければいけないことが決まっていなければ、これは相続税を計算する上で  
は社長様個人の借金とはなりません。ただし、会社がこの借金を払えなくな  
った場合、当然保証人である社長様が  
肩代わりしなければなりませんので、  
その場合は社長様個人の借金になる、  
ということを後継者である長男様に理  
解していただく必要があります。また、社  
長様が亡くなつた場合は保証人の地位  
を長男様が引き継ぐことも同様です。  
**妻**：やつぱり会社の借金のことは、ち  
ゃんと太郎に教えとかないといけない  
わね。

**夫**：そうだな。あんまり気にもしてい  
なかつたが、ちゃんと説明しておかな  
いとな。

**妻**：そうね。その上で会社を盛り立て  
て借金を減らしてもらわないと…。

**夫**：（強くうなずく）

**税理士**：その通りです。

これで財産の合計額がわかりました  
が【図③相続税の概算】、ではどこから  
相続税がかかるのでしょうか？相続税  
を計算する上では、残されたご家族の  
生活を考えて最低限ここまで範囲は  
課税しませんよ、という基礎控除とい  
うものが設けられています。この基礎

### 図③ 相続税の概算（現時点における第一次改正予定相続税 概算税額）

1 計算根拠	正味の遺産額	4,600万円
2 最終課税対象額を算出	(基礎控除を遺産総額から控除)	
基礎控除額		
現 行		
5,000万円	+ 1,000万円	× 法定相続人数
5,000万円	+ 1,000万円	× 3人 = 8,000万円
改正予定		
3,000万円	+ 600万円	× 法定相続人数
3,000万円	+ 600万円	× 3人 = 4,800万円

なければいけないことが決まっていないので、これは相続税を計算する上で  
は社長様個人の借金とはなりません。  
ただし、会社がこの借金を払えなくな  
った場合、当然保証人である社長様が  
肩代わりしなければなりませんので、  
その場合は社長様個人の借金になる、  
ということを後継者である長男様に理  
解いただく必要があります。また、社  
長様が亡くなつた場合は保証人の地位  
を長男様が引き継ぐことも同様です。

控除の金額は50000万円+1000万円×法定相続人の数、つまり山田様のところは3人ですから80000万円となります。従って、現行の法律では相続税はかかりません。

円の控除額が4800万円にカットされます。相続財産は4600万円ですから相続税はかかりませんが、残りの控除額は200万円とわずかです。

**夫**： そうだね。あまり保険というやつが好きじやなくてね。会社も資金的には楽じやないし、役員報酬もそんなにとつてゐる訳じやないから…。どっちか入られていないのですね？

#### 図 ④ 遺留分対策

各子の遺留分を計算		四〇 遺留分対策		
氏名	続柄	遺産総額	遺留分	遺留分(価格)
経子	妻	4,600万円	× 1/4 =	1,150万円
太郎	子	4,600万円	× 1/8 =	575万円
花子	子	4,600万円	× 1/8 =	575万円

## 減殺請求の判定

遺留分が遺産分割額を超えていれば、相続人であれば最低限減殺請求を行う必要があります。

氏名	続柄	遺留分(価格)	遺産額	請求遺留分	判定
経子	妻	1,150万円	-	0円	= 1,150万円 必要
太郎	子	575万円	-	4,600万円	= 0円 不要
花子	子	575万円	-	0円	= 575万円 必要



**税理士**：しかも、死亡保険金は、相続の場合は500万円×法定相続人の数、つまり社長様の場合は3人ですから1500万円までは相続税がかかりません。つまり最初からなかつたものとして取り扱われます。

**夫**：そんなこと初めて聞いた…。

**妻**：保険ってそんなに便利だったのね…。夫が保険嫌いなので私あまり意識していませんでした…。

**税理士**：はい。つまり長男様を受取人にして600万円程の保険をかけておけば、長男様が全部の財産を相続し、保険金から長女様にお金を渡していくだければ、長女様も現金をもらうことができるということです。また、保険金はこの金額ですと相続税がかからず、つまり最初からなかつたものとして取り扱われますので、相続財産は増えません。先ほどの200万円も心配ご無用です。

**夫**：今からでも保険つて入れるのかな？（比較的明るい表情で）

**税理士**：もちろん大丈夫です！

**夫妻**：（そろって顔を見合させる）

**税理士**：ただ、実はもう一つ注意点があります！

**夫妻**：（再び不安そうな表情）



**税理士**：「のまま社長様が何の意思も示さずにお亡くなりになってしまふと、結局のところ誰がどの財産を相続するのかは、家族で話し合って決めなければなりません。

**夫**：それじゃ、全く意味がないじゃないか！

**妻**：遺言？

**税理士**：はい。そのために遺言が必要になってくるのです。

**夫**：遺言ってテレビの世界の中のことだと思っていたが…。まさか自分が書くことになるとは夢にも思ってなかつたよ…。

**税理士**：では、社長様の自身の手で、ご家族が争われないように手を打つて下さい。それができるのは社長様自身だけです。

**妻**：あなた、私からもお願ひします！

**夫**：わかったよ。保険も検討するし遺言書も作るよ。やること自体は大したことないが、やらなかつたらおおごとになる。たつこれだけのことでの家族が争わないんだつたら…。

**妻**：（安堵した表情）

**夫**：先生、ちゃんとやることやつとけばうまくできるもんなんだね？

**税理士**：はい。生前にしっかりと対策を打つていただければ家族の争いは回避できます。

**妻**：おもいきつて相談してみて良かつたわね。

**夫**：そうだな！

**税理士**：はい。みなさんそうおっしゃいます。しかし、保険で遺留分を補てんしつつ、遺言書を作成していただければ、相続人個人個人の思いはいろいろあるでしょうが、裁判になるような争いはなくなります。社長様もご家族にもめてほしくはないですよね。

**夫**：その通りだ。

**妻**：（うなずく）

**最大、70%の節税ができる相続税セミナー**

相続は、備えあれば、憂いなし。

相続のキホンを知りて

ご興味のある方は、同封のチラシよりお申し込みください。



# オリンピックで 生まれ続ける レジェンド

**ソ**チオリンピックが閉幕した。

日本が獲得したメダル数は、1998年長野オリンピックの10個に次ぐ8つのことだが、メダルの数は別として、「魔物が棲む」とされる大舞台に挑んだ選手たちの勇姿を心から称えたい。

**さ**て、オリンピックは各国をスポーツをもって競争させる場なのだろうか。「代理戦争」と見る向きも多いが、本当にそうなのだろうか。

ウィンタースポーツに疎い(普段関心の低い)自身が、猛烈に自国の応援をし、メダル獲得に固執するところに、とても不思議な感覚を覚えてしまう。いわば、自身の中の意外な「愛国心」が、「代理戦争」になぞられた危険な感覚なのではないか?と恐怖を覚えるのである。

**殊**にグローバリゼーションが叫ばれる昨今、一時的でも強烈に発生する自国に対する帰属意識に「戸惑い」や「違和感」を覚えるのは私だけではないのではないか。

**青**山学院大学 特任教授である猪木武徳氏もそんな「戸惑い」を持つ一人であった。猪木氏は読売新聞で、自身の戸惑いを哲学者オルテガの論を用いて説明している。スペインの哲学者オルテガは、国家の起源はスポーツと祝祭にあるとの理論を巧みに語った。古代社会において、特に美女を勝ち取るために他部族と戦う若者のスポーツ集団が、国家の原型を造ったと見るのである。

国家の生成過程に参与するのは、聖職者でも知識人でも労働者でもない。他部族と争う戦士たちの組織体、あるいは勇敢にして百戦錬磨のスポーツマン集団だったというのである。オリンピックが人間のなかの自然な感情と国家の原初的な姿をよみがえらせる一大インベ

ントだと解釈すれば、にわか仕立ての愛国心にも説明がつく。(読売新聞より抜粋)

ただし、以下の断りを入れた上で、猪木氏はもっとも重要な論を唱えている。曰く、

國家の起源がスポーツだったとしても、現代ではこの愛国の精神と、国際関係をグローバルに見つめる姿勢とバランスをどう取るかが問われる。

愛国心を説くだけでは狭量なナショナリズムに終わってしまい、「愛国心が無頼漢の最後の避難場所」という言葉を裏書きしてしまう。(中略)自己愛と他者への配慮をどう調和させるのか。国際社会での共存を考える場合にも、2種類の利益を調和させなければならない。ひとつは狭い、単独国家としての利益。いまひとつは、国際社会の一員としての自国に関わる利益。(抜粋)

**今**回のソチオリンピックにおける欧米メディアの最大の関心事項は、テロへの警戒体制であった。それは五輪史上最大の人的・経済的費用を必要とした、と報じられている。多かれ少なかれ、愛国心が存在し、私たちはこのスポーツの祭典に、普段は無自覚なそれをひしひしと感じ、また強める。さらに、国家の起源はスポーツなのかもしれない。

**し**かしながら、オリンピックは鍛え抜かれたスポーツ選手が「個々」にその技を発表する最高の場でなくてはならず、国家間の競争やさまざまな軌跡を超えて、それぞれを称え、交わる場でなくてはならないと思う。それは「代理戦争」でも「平和の祭典」でもなく…。

それぞれを個体として認めるところに、新しいレジェンドが生まれ続けるのだと思う。

(まつ)

このQRコードから  
ご覧いただけます。



**NBCのFacebook**  
NBC Plus編集部がリアルタイムな情報を発信中!  
いいね! を押して記事を見よう。

